

盛土規制法に係る出前講座

○次第

- 1 盛土規制法の概要
- 2 規制区域について
- 3 許可手続について

1 盛土規制法の概要



盛土規制法制定の背景・必要性

(令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行)

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)



制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
- 【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所
→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

◇盛土等により災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

- ※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“盛土規制法”
- ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

◇国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の元、都道府県知事等が規制を実施

1.スキマのない規制

規制区域

○都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域**として指定

▶**宅地造成等工事規制区域**:市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定

▶**特定盛土等規制区域**:市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

○都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

規制対象

○規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする。

○宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積**についても規制

※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

(参考) 改正前の宅地造成工事規制区域

【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土



【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

<宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



新制度による規制区域

【規制対象】

- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積

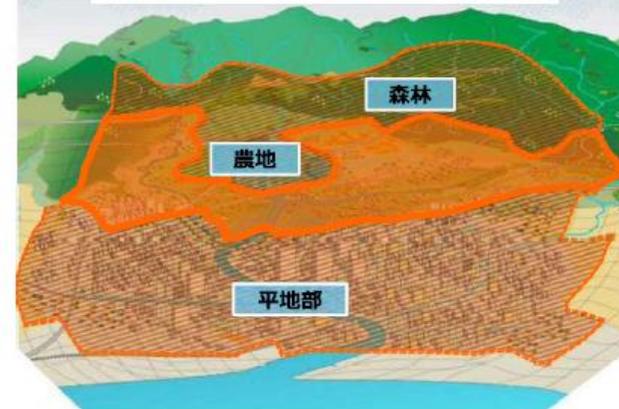
※（下線部）：規制を強化する部分



【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**

<新制度による規制区域のイメージ>



2.盛土等の安全性の確保

許可基準・ 手続

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準**を設定
 - ※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
- 許可に当たって、**土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知(説明会の開催等)**を要件化

中間検査 完了検査

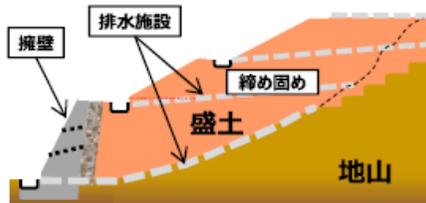
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
 - ①**施行状況の定期報告**、②**施行中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施
 - ※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告に頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置

■災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

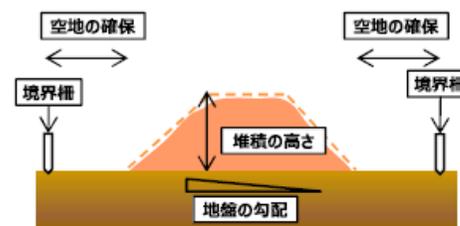
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



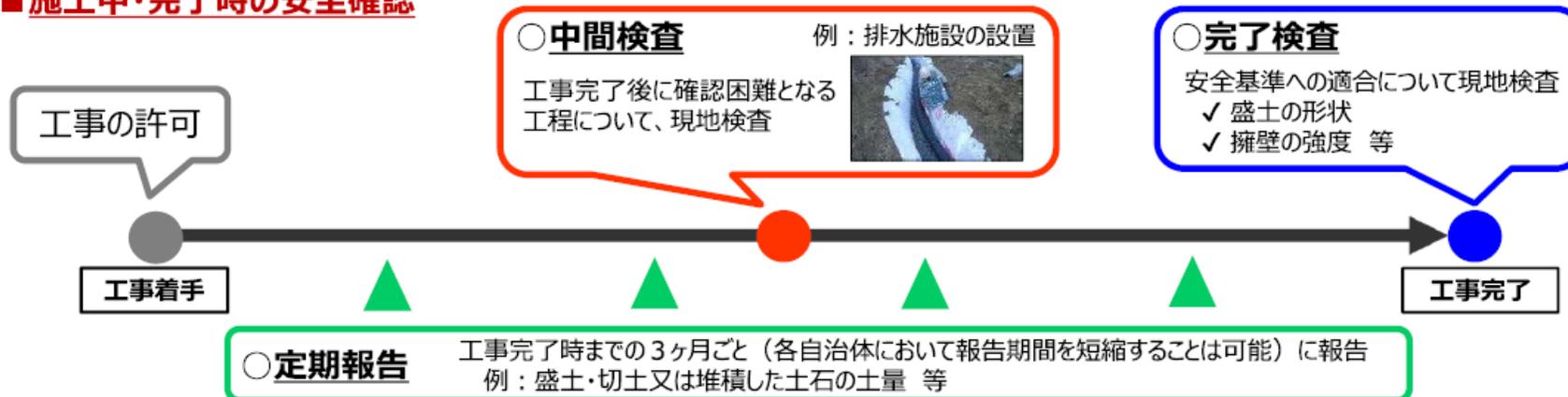
<一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



■施工中・完了時の安全確認



3.責任の所在の明確化 / 4. 実効性のある罰則

管理責任

○盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化

※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

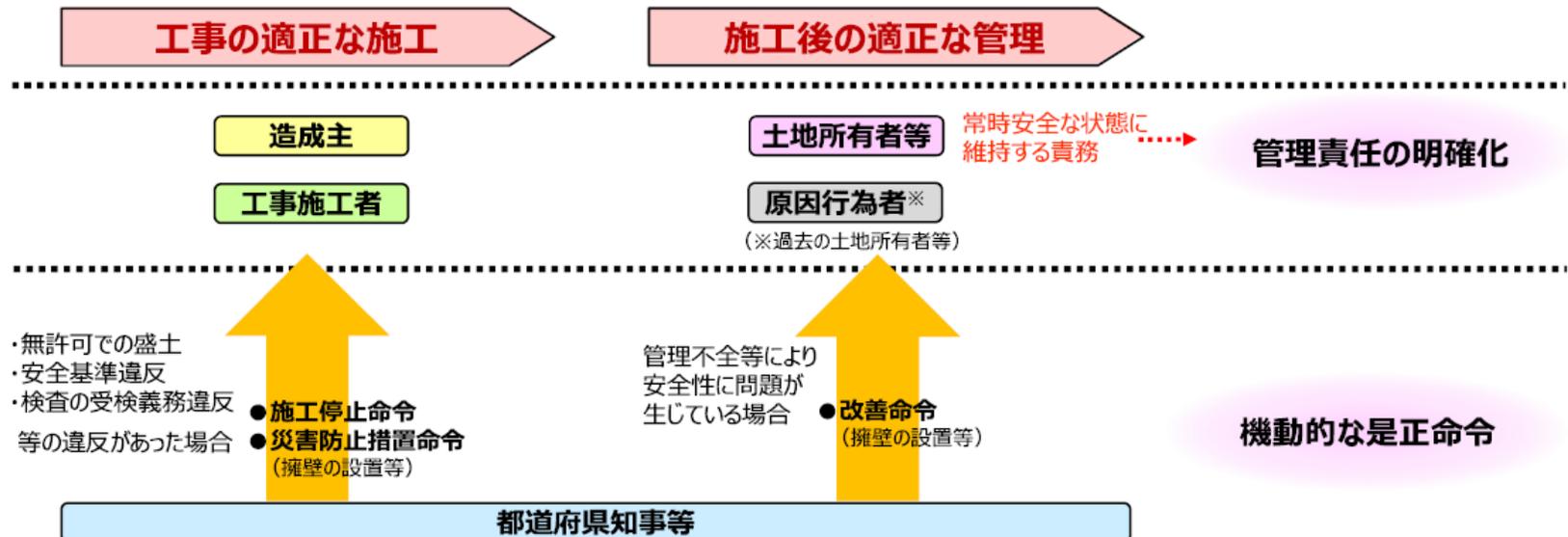
監督処分

○災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

罰則

○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化



※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。

○無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）

実効性のある罰則

○法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科を措置（最大で3億円以下）

2 規制区域について

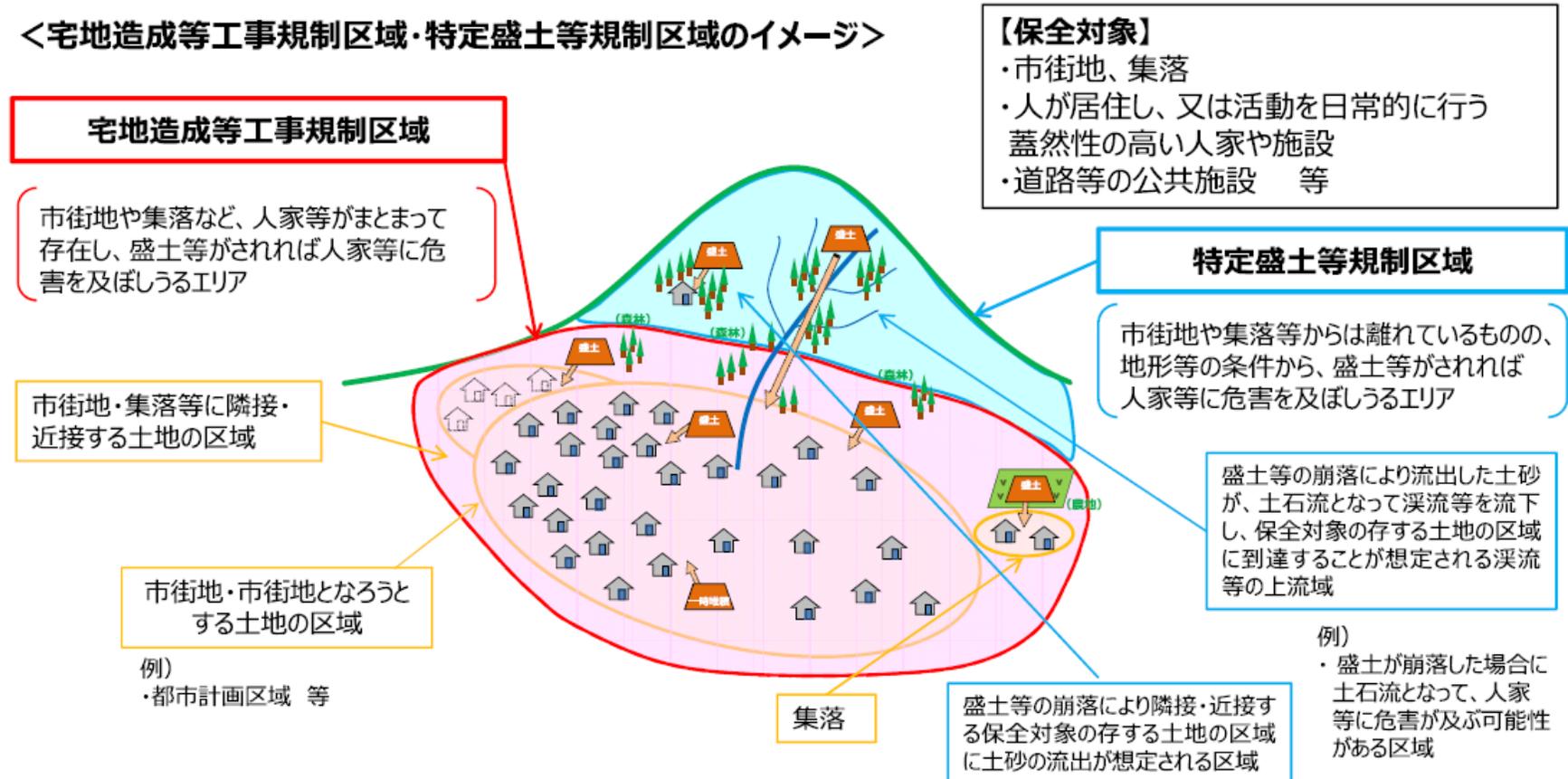


規制区域について

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のための、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することとしている。
- 都道府県においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要

本県でも**宅地造成等工事規制区域**、**特定盛土等規制区域**をスキマなく県全域に指定する予定
※ 県内では盛岡市内を盛岡市長が、その他市町村を知事が指定

<宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>



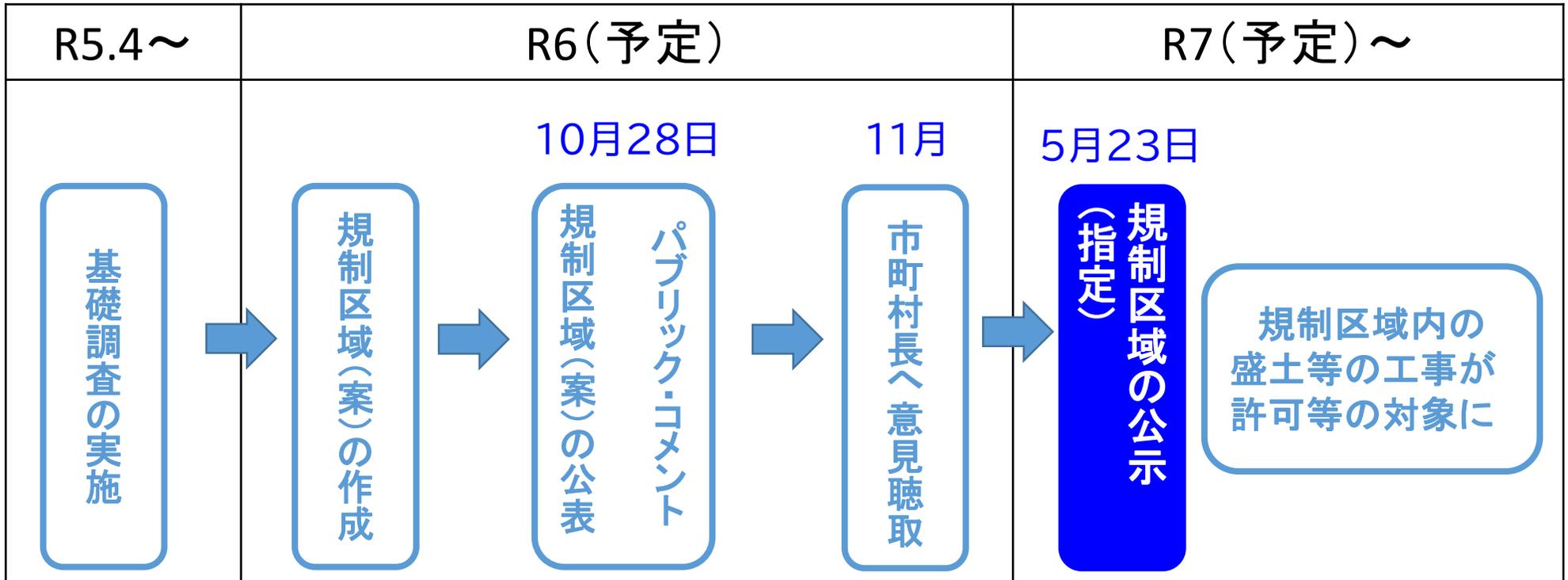
○規制区域の指定の流れ

令和5年4月～ : 基礎調査の実施(各市町村と調整の上、規制区域を検討)

令和6年10月28日 : 規制区域(案)の公表、パブリック・コメント

11月 : 市町村長への意見聴取

令和7年 5月23日 : 規制区域の公示(指定)



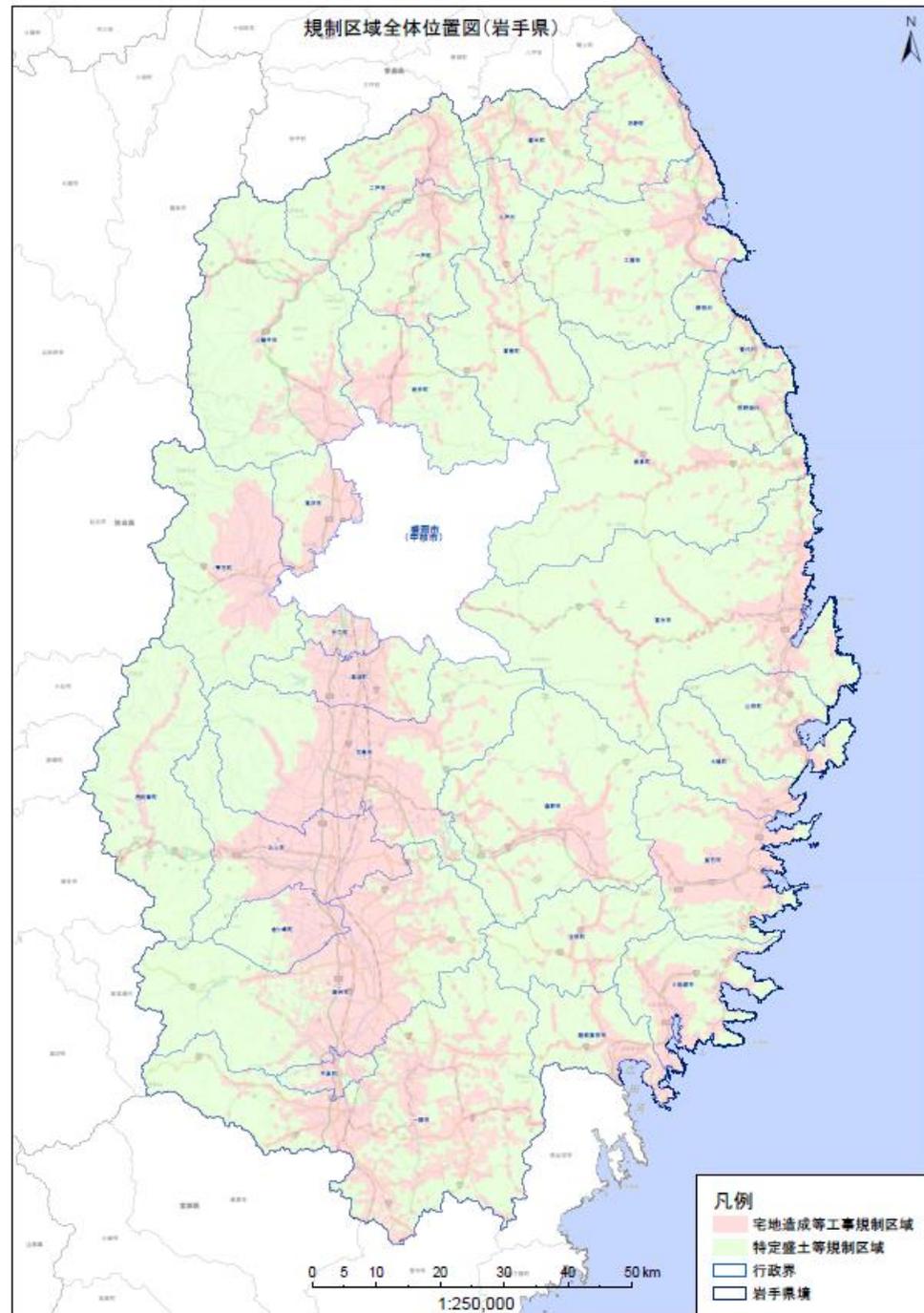
【規制区域の状況】

■: 宅地造成等工事規制区域(約28%)

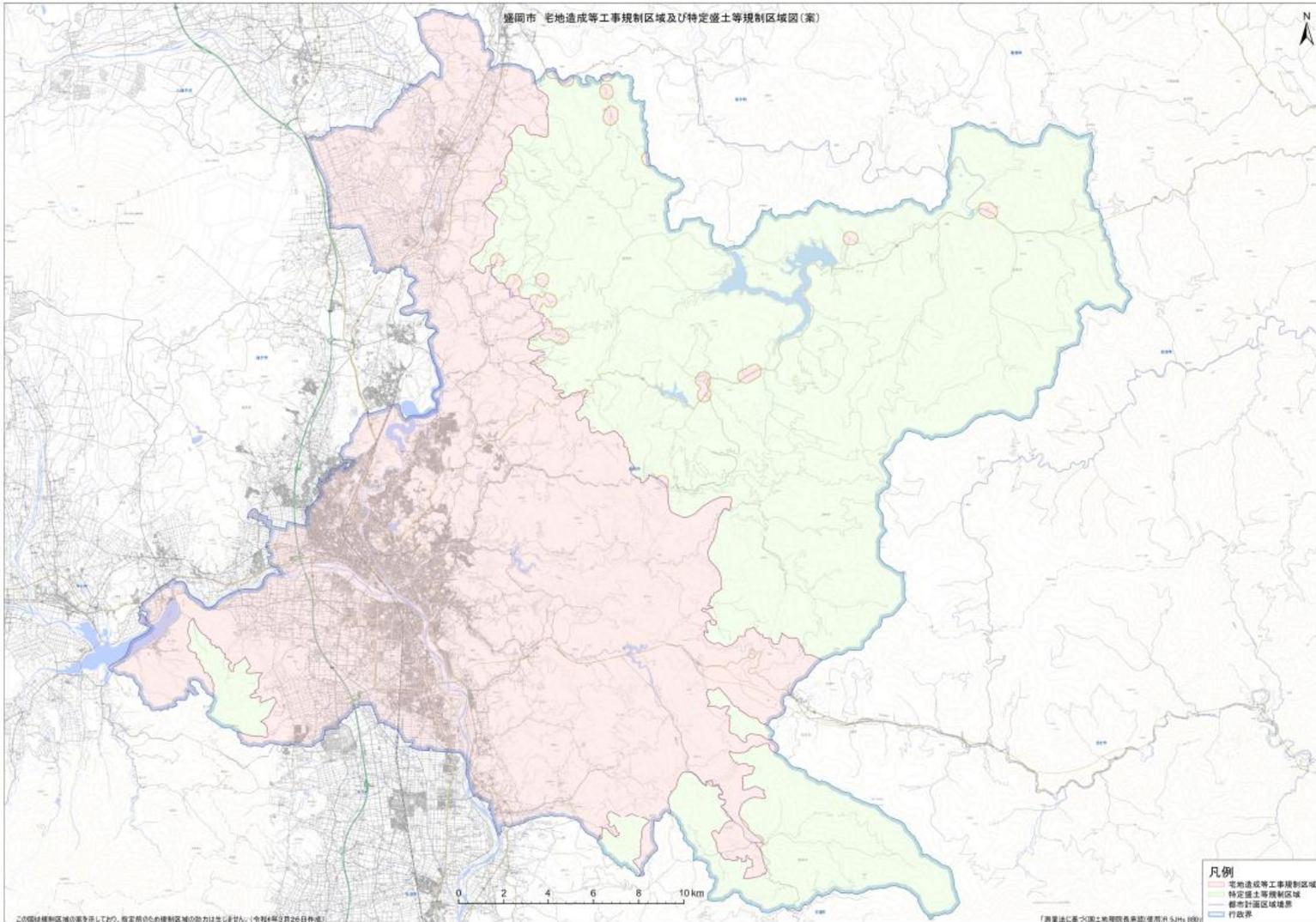
■: 特定盛土等規制区域(約72%)

【規制区域の確認方法】

・岩手県ホームページのトップ画面から、「県土づくり」⇒「都市計画・下水道」⇒「盛土規制」の順にページを開くと、県全域の区域図のほか、各市町村別の区域図を確認できます。



【参考:盛岡市の規制区域図】



盛土規制法の施行状況は、QRコード内の、
国土交通省 盛土規制法総合窓口をご覧ください。

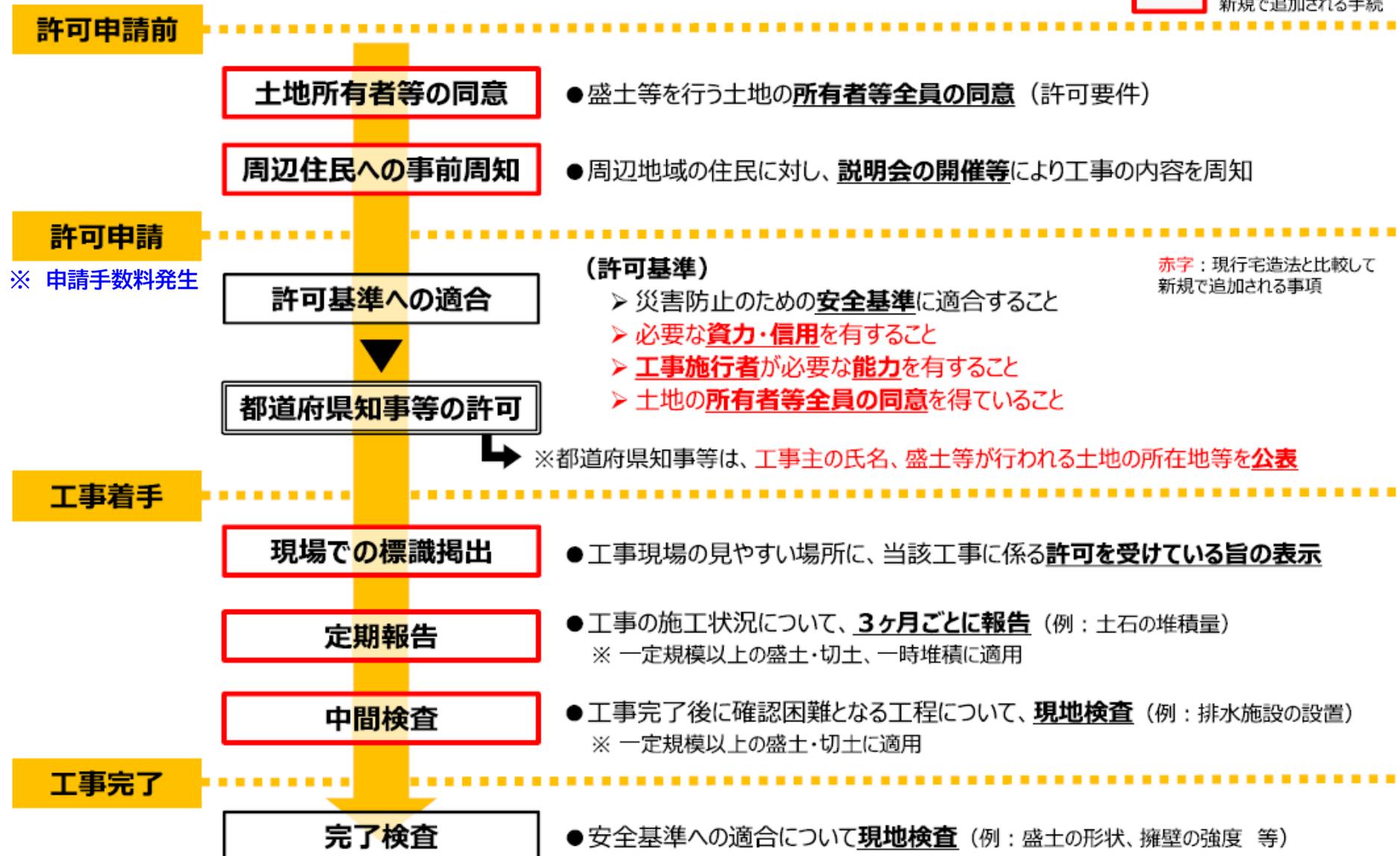


3 許可手続について



許可申請から工事完了までの流れ

現行宅造法と比較して
新規で追加される手続

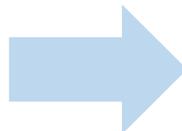


※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

他の土地利用規制法と盛土規制法の関係性

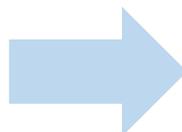
他の土地利用規制法による手続きと、盛土規制法の手続きが必要となる場合は、両方の手続きが必要です。ただし、都市計画法に基づく開発許可を得た対象工事に限り、盛土規制法の許可があったものとみなされます。

農地転用手続きと盛土規制法手続きの
どちらにも該当する場合



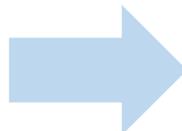
両方の許可が必要

林地開発手続きと盛土規制法手続きの
どちらにも該当する場合



両方の許可が必要

開発許可手続きと盛土規制法手続きの
どちらにも該当する場合



開発許可のみ

※定期報告、中間検査に該当する場合は実施

災害の発生するおそれがないと認められる工事について(許可不要工事)

盛土規制法においては、「災害の発生のおそれがないと認められる工事」(届出又は許可が不要となる工事)として、以下の工事が規定されているもの。

- | | |
|----|---|
| 政令 | <ul style="list-style-type: none">○ 鉱山保安法: 鉱物の採取(鉱山上使用する特定施設の設置の工事等)○ 鉱業法 : 鉱物の採取(許可を受けた施業案の実施に係る工事)○ 採石法 : 岩石の採取(許可を受けた採取計画に係る工事)○ 砂利採取法: 砂利の採取(許可を受けた採取計画に係る工事) |
| 省令 | <ul style="list-style-type: none">● 土地改良法: 土地改良事業(農業用用水排水施設の新設等)等● 火薬類取締法: 火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等● 家畜伝染病予防: 家畜の死体等の埋却● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律: 廃棄物の処分等● 土壤汚染対策法: 汚染土壤の搬出又は処理等● 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法: 廃棄物又は除去土壤の保管又は処分● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事● 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cm(都道府県等が規則で別に定める場合はその値)を超えないものを行う工事● 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの |

なお、盛土規制法においては、道路、公園、河川等の公共施設用地(※)については、届出・許可を含め、法の適用除外となる。

※道路、公園、河川のほか、以下の施設が公共施設に該当する。

・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等

・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等

許可対象となる盛土等の規模

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

盛土等の許可・届出・検査・報告の対象規模行為

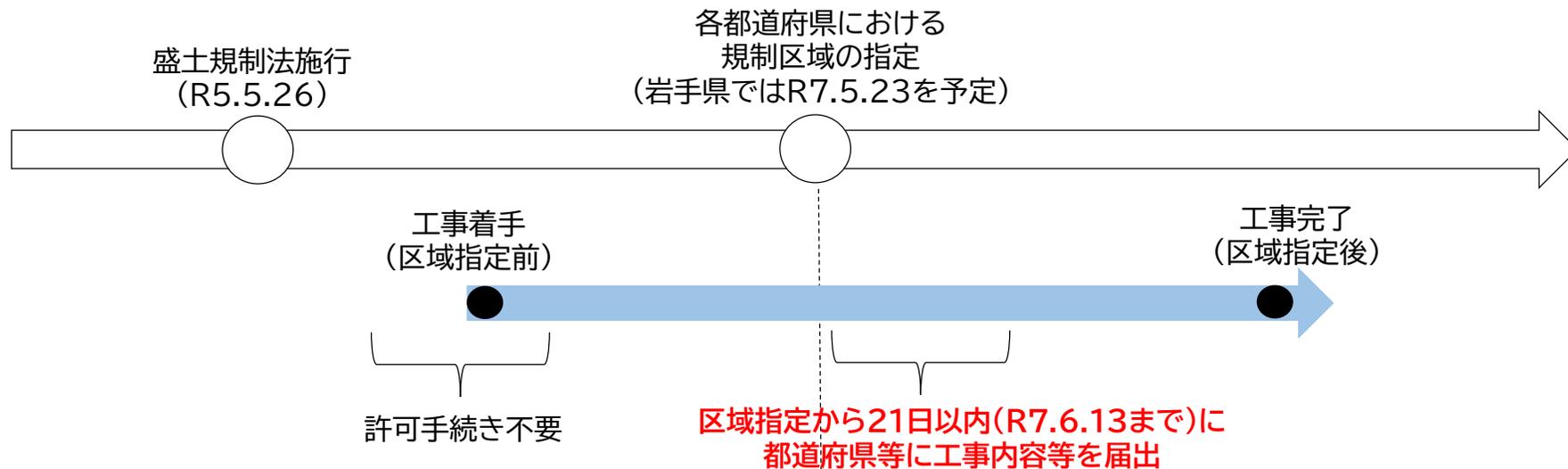
区域	行為	届出 数回以上繰り返せば許可対象と 同じ規模となるため、許可行為 の端緒として把握すべき規模	許可 人命等の保護のために災害の発 生を防止する措置を講ずるべき 規模	中間検査 事後的には現場確認が困難な工 程で災害防止上重要なもの（排 水施設の設置）を含み、かつ滑 動崩落等により周囲に甚大な被 害のおそれがある大規模なもの	定期報告 事後的には改善措置が困難とな るおそれがあり、かつ滑動崩落 等により周囲に甚大な被害のお それがある大規模なもので、工 事等が長期間となるもの	完了検査 完成形の状態で技術 基準への適合を確認 すべき規模
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の 変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積3,000㎡超 (①～④を除く)	同 左	許可対象 すべて
	一時的な 土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超 かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象 すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の 変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積3,000㎡超 (①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象 すべて
	一時的な 土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象 すべて

規制区域の指定時に現に盛土等や土石の堆積の工事を行っている場合の取扱い

規制区域の指定時に、現に規制区域内で行われている規制対象工事（一定規模以上の盛土・切土・土石の堆積）の工事主は、区域指定から21日以内に、都道府県等（※）に工事内容等を届出する必要がある。

※ 指定都市・中核市の区域は指定都市・中核市、それ以外の区域は都道府県

■手続きのイメージ



■届出すべき内容

- ・届出書(指定様式)
- ・図面(位置図、地形図、土地の平面図)
- ・盛土・切土・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真 等

■届出が必要となる工事の規模

以下のいずれかに該当する場合

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

- ①盛土で高さ1m超の崖、②切土で高さ2m超の崖、
- ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く)、
- ④盛土で高さ2m超(①、③を除く)、
- ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)

<土石の堆積>

- ①最大時の堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超、
- ②最大時の堆積の面積500㎡超

工事現場等における土石の堆積の運用について

工事現場やその付近で、当該工事に使用する土石や当該工事で発生した土石を一時的に仮置きするものについては、工事と一体的に安全管理がされていることから、盛土規制法の許可の適用除外とすることとしている。

【運用の考え方】

○「工事の現場」の考え方

- ・ **工事が行われている土地**を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、**請負契約書や施工計画書等**（※）に**工事現場として位置付けられた土地**（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む）について、工事の現場として取り扱う。
※請負契約書や施工計画書のほか、発注者による指示書や承認書、発注者との協議関係書類等の発注者と受注者が取り交わす書類を含む

○「工事の現場の付近」の考え方

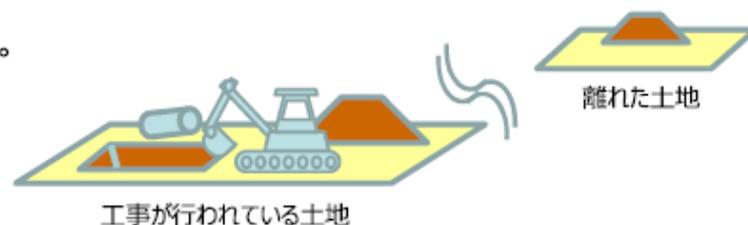
- ・ 本体の工事現場の主任技術者や安全管理者等から容易に状況を把握し到達でき、本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、**工事現場の隣地や隣地に類する土地**（本体の工事現場から道路を挟んだ向かいの土地など）が該当。
- ・ 工事現場の付近であることを客観的に確認できるよう、**本体工事現場の管理者等に、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示を求める旨を施行通知で提示**（確認方法については各都道府県等であらかじめ明示）。

○堆積期間の考え方

- ・ **原則として、本体工事の期間**とするが、土石の搬出先の残土処理場やストックヤードの空き状況、他の工事に土石を流用する場合の流用先の工事の開始時期との関係などで、**やむを得ず、本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては引き続き適用除外**とする。
- ・ こうしたものについて、客観的に確認できるよう、**本体工事現場の管理者等に、管理体制や搬出予定先等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示を求める旨を施行通知で提示**（確認方法については各都道府県等であらかじめ明示）。

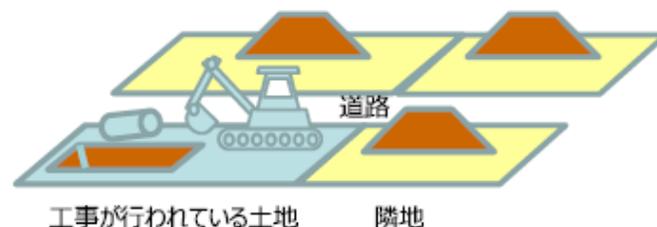
<工事の現場のイメージ>

請負契約書や施工計画書等に工事現場として位置付けられた土地



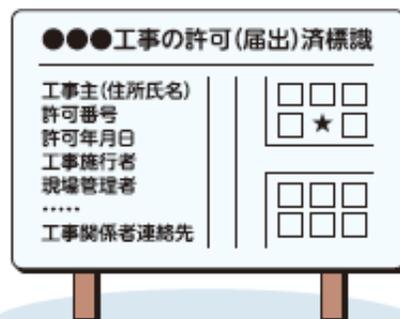
<工事の現場の付近のイメージ>

隣地に類する土地



規制対象となる盛土等に対する措置

無許可盛土は通報されます。
規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、
不正な盛土等を見つけやすくなります。
**標識がない等の不審な盛土等を見つけたら、
最寄りの都道府県や市までお知らせください。**



都道府県や
市が許可地の
一覧を公表

工事主が
周辺住民に
事前周知

工事主が
工事現場に
標識を掲示

注意

【無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります】

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

許可を受けた盛土等の
近くには、左上のような
看板が設置されます。



今後の予定

項目	実施時期	実施方法等
パブリック・コメント	R6.10月28日～11月27日	県HP
パブリック・コメントに合わせた地域説明会		4広域振興局圏での開催 市町村長への意見聴取
広聴広報媒体等による 周知・広報	R7.3月～	県・市町村広報誌、 テレビ、ラジオなど
事業者向け説明会	R7.4月	盛岡市内での開催
規制区域指定開始	R7.5月23日～	

※ 本県の検討状況は、今後、県HP等を通じて情報発信していきます。〔岩手県HP〕



本日の出前講座は、以上となります。



相談窓口: 岩手県県土整備部都市計画課 盛土対策担当

☎: 019-629-5927

✉: AG0007@pref.iwate.jp